

公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく外国往来船等と陸地との間の交通場所、貨物の積卸場所及び船用品、機用品及び携帯品の積卸場所について、一部を次のように改正し令和7年4月1日から下記のとおりとするので同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

1 外国往来船等と陸地との間の交通場所

| 場所の名称 | 所 在 地 | 備 考 |
|--|---|------------------|
| 工業港区第1号岸壁及び同第2号岸壁（全長371.40メートル） | 日向市大字日知屋字新開17371番1、日向市大字日知屋字新開17371番10及び日向市大字日知屋字新開17371番10地先 | 岸壁けい留船と交通する者に限る。 |
| 工業港白浜地区第8号岸壁及び同第9号岸壁（全長350メートル） | 日向市竹島町3番 | 岸壁けい留船と交通する者に限る。 |
| 工業港区第5号岸壁から同第6号岸壁の間に設置されたフェンス上にあるメインゲート、臨時ゲート及び北臨時ゲートの各ゲート | 日向市竹島町1番2 | 岸壁けい留船と交通する者に限る。 |
| 工業港白浜地区第10号岸壁から同第14号岸壁の間に設置されたフェンス上にあるメインゲート、東臨時ゲート及び西臨時ゲートの各ゲート | 日向市竹島町3番、日向市竹島町3番1、日向市竹島町3番2、日向市竹島町3番3及び日向市竹島町3番3地先 | 岸壁けい留船と交通する者に限る。 |
| 工業港白浜地区第16号岸壁及び17号岸壁に設置されたフェンス上にあるメインゲート及び17西ゲート、臨時ゲート | 日向市竹島町2番8、日向市竹島町4番2、日向市竹島町4番3 | 岸壁けい留船と交通する者に限る。 |

2 貨物の積卸場所（船用品、機用品及び携帯品を除く。）

| 場所の名称 | 所在地 | 備考 |
|--|---|---------------------------|
| 工業港区第1号岸壁及び同第2号岸壁（全長371.40メートル）並びに同第5号及び第6号岸壁（全長309メートル） | 日向市大字日知屋字新開17371番1、日向市大字日知屋字新開17371番10及び日向市大字日知屋字新開17371番10地先並びに日向市竹島町1番2 | |
| 工業港白浜地区第8号岸壁から同第10号岸壁まで（全長535メートル） | 日向市竹島町3番及び日向市竹島町3番2 | |
| 株式会社日向製錬所専用岸壁（全長313メートル） | 日向市船場町7番地及び8番地 | 株式会社日向製錬所に搬出入する貨物に限る。 |
| 第一糖業株式会社専用ドルフィン（全長170.5メートル） | 日向市大字日知屋17371番地 | 第一糖業株式会社保税蔵置場に搬出入する貨物に限る。 |
| 工業港白浜地区取付護岸及び同第14号岸壁（全長290メートル） | 日向市竹島町3番3及び日向市竹島町3番3地先 | |
| 工業港白浜地区第16号岸壁及び第17号岸壁（全長429メートル） | 日向市竹島町2番8、日向市竹島町4番2、日向市竹島町4番3 | |

3 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

| 場所の名称 | 所在地 | 備考 |
|--|---|--------------------|
| 工業港区第1号岸壁及び同第2号岸壁（全長371.40メートル）並びに同第5号及び第6号岸壁（全長309メートル） | 日向市大字日知屋字新開17371番1、日向市大字日知屋字新開17371番10及び日向市大字日知屋字新開17371番10地先並びに日向市竹島町1番2 | 岸壁けい留船に積卸しするものに限る。 |
| 工業港白浜地区第8号岸壁から同第10号岸壁まで（全長535メートル） | 日向市竹島町3番及び日向市竹島町3番2 | 岸壁けい留船に積卸しするものに限る。 |
| 工業港白浜地区取付護岸及び同第14号岸壁（全長290メートル） | 日向市竹島町3番3及び日向市竹島町3番3地先 | 岸壁けい留船に積卸しするものに限る。 |
| 工業港白浜地区第16号岸壁及び第17号岸壁（全長429メートル） | 日向市竹島町2番8、日向市竹島町4番2、日向市竹島町4番3 | 岸壁けい留船に積卸しするものに限る。 |

令和7年3月19日

細島税関支署長 田口 大孝